

令和5年第10回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年10月27日
		13時30分～17時4分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和5年第10回海老名市農業委員会定例総会

令和5年10月27日「令和5年第10回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、
主 事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第53号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第54号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第55号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4	議案第56号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5	議案第57号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 本日は13番委員が欠席です。よって、ただいまの出席委員は、13名です。また、農地利用最適化推進委員、6名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、14番委員と6番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから4ページ、4. 報告事項（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の移動状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございませんので、このまま付議事項に入らせていただきます。

議案書5ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号28について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

受付番号28、申請地は、本郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、ほか1名、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、神奈川県の実業協力のためでございます。この神奈川県の実業協力の件ですけれども、こちら、県道22号横浜伊勢原、この道路の今現在拡幅整備をやっておりまして、その用地買収に伴います代替地ということでございます。現地の案内図及び写真に

をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 10月7日に、この開発業者である大和ハウスの担当者が来られて、この鶏ふんの堆肥舎についての転用先というのを、以前も、3月か4月ぐらいにお話をしている、かつ、そこの開発が始まる時に説明会にも参加させていただいて、地域の鶏ふん、現状もそうなんですけれども、鶏ふんの臭いとか、管理における問題があるということで、一応説明会で開発業者に、仮に転用されるのは農地法上、開発に伴うところでは何も防げるものはないんですけれども、できる手段としてはなるべくできることをしていただきたいというお話を以前からしてしまして、その開発業者のほうとしては、現状は鶏ふん堆肥舎があるんですけれども、そこはビニールだ何だかんだ、全部壊れていて、全部臭いが出てしまう状態になっていますと、そこがそもそも問題ですということで、仮に、かなり近いところに移転するんですけれども、それに対して、現状の問題が解消できるんですかというところを、開発業者のほうは、同じように堆肥舎を建て、ビニールでハウスをつくって、換気扇などもつくるというお話をしている、現状できることはここまでかもしれないというお話でした。

あと、開発に伴う場所については、現状、農業を営んでいない方がその農地を持っていて、そこの農地を誰かに任せている状態、後継者がいないなどの問題等々あって、できればこのタイミングでそこを転用というか、開発向けに動いてもらったほうがいいという話も一面、かなり多くあります。

というところもいろいろ考えた上で、説明を受け、移転する場所の堆肥舎というところは開発業者のほうで、ある一定レベルまでの対応は行いますというところで、結果的に、そこを管理されるのは、その鶏舎を実際使用している方が管理してもらわなければいけないというのが現状どおり残ってしまうのですが、農業というか、畜産農業という意味で、じゃ、何を残していくかという部分も定義としてあったりとか、あとは農業をこれからできないという人の考え方もやっぱり優先すべきところもあるような気もしていて、

隣に住宅がないこと、養鶏場から近いこと、現在ある堆肥舎と同じ中野地内であること、この3点を条件に候補地を探しましたが、所有地及び借地可能な農用地区域以外の土地の中でこの条件に合致した土地がなかったことから、農用地区域内ではありますか、本件土地を代替地として選定いたしました。

本件申請地の農地の立地基準につきましては、農用地区域内の農地となります。農用地区域内の農地ですけれども、原則、農地転用が不許可となる農地区区分でございますが、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法第8条第4項の規定により、市が農用地利用計画の中で指定した用途のためである場合には例外として許可が受けられることとなっております。市では、作成した農業振興地域整備計画書の農用地区域内の土地の中で、申請地である中野■■■■■■■■■■については、この用途区分が農業用施設用地と定めるよう手続を行いまして、10月24日付で告示がなされております。よって、当該地においては、市の農用地利用計画で指定された用途のためであると認められますので、農用地区域内ではございますが、農地転用が例外的に可能な場合となります。

続きまして、資料3-3の配置図を御覧いただきたいと思います。図のほうですけれども、上が北側を指しております。今回の堆肥舎でございますが、幅が9メートル、長さ30メートル、高さ4.93メートルのスチール製で、屋根はポリカーボネート小波板仕上げ、外壁はポリオレフィンフィルム仕上げ、床は堆肥舎の周囲の部分と同じ土間打ちコンクリートとしております。堆肥舎の周囲ですけれども、23センチから37センチ程度盛土いたしまして、堆肥舎の入り口部分となる南側の車両が進入する部分には、床仕上げと同じ土間打ちコンクリートとしております。雨水対策につきましては自然浸透としており、敷地北側及び西側にはコンクリートブロックを1段から2段積み、隣接地に雨水が流れないようにしております。

本件につきましては、雨水浸透施設を設置しておりません。これは本件堆肥舎が建築物として取り扱わないビニールハウスに該当するためでございます。こちらですけれども、平成25年4月1日付、神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課発出の文書によりますと、ビニールハウスのうち、以下の

【事務局長】 農業委員会事務局なので、農政課の施策等につきましてははっきりとお答えすることはできませんが、今、補助という話なんですけれども、そもそも、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律というものがあって、それなりの処理をしなければいけないところがあるはずです。それに基づいて、皆さん、堆肥舎とか、乾燥処理施設、よくありますよね、何とか牧場の南側には牛の乾燥処理施設があったり、何とか牧場の南側には同じように乾燥処理施設が、これは法律で決められているので、簡単に言うと、生積みは駄目なんですね。今もそうだと思いますけど。それは本来、農業者が自分でやることであって、そういう決まりはあります。ただ、堆肥舎については、どこまでつくらなければいけないのかという決まりはあるかどうかは分かりません。それについて行政が補助するかどうかは、国の補助があったりはしております。少なくとも、私が農政課にいた当時は、■■さんちの、堆肥舎じゃないですけど、鶏ふんの処理施設、コンポストを国と市の補助金を使って出した記憶が今よみがえってまいりました。補助自体は今の話は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律は確か平成何年かになってきちんとできたんですよ。それから国が力を入れて、恐らく何千万もしますから、補助金を出していたと思います。ただ、市単独での補助金は今ないのではないかと思いますけれども、その辺は農政課に確認をするようにいたします。

【14番委員】 私の家のすぐご近所ですので、今回の話で、ご近所の方々は、もっと自分の家にちょっとでも近づくのは嫌だとおっしゃっている方が大勢いらっしゃるのが現実なんですね。ただ、さっき18番委員がおっしゃったように、法律的に止められるようなことは一切ないし、今、3番委員がおっしゃるように、臭いはすごいなんでものじゃないし、ただ、それは県とか国とか市がやってくれる以前に、当人の方の、皆さんにご迷惑をかけないようにしようとか、さっき、法律があるというのを私は今初めて伺いましたけれども、それを守っていかなくちゃいけないとかという認識がおありなのかなという、ちょっとクエスチョンだなという部分がたくさんあるお家なんですね。うちの近所はほとんどが農家だけなので、皆さん、ずっと我慢をしてこられて、すぐお隣の家は何度か市のほうにも苦情を言っていることがあるのが現実で

す。

ただ、堆肥小屋だけではなく、さっき局長がおっしゃったように、鶏舎自体も物すごい問題があって、本当に汚い話なんですけど、冬なんか、家の東側の太陽の当たる壁はハエで真っ黒になるぐらいの現実なんですね。臭いも本当に1年中、今みたいにやっとな窓を開けるような、エアコンなしといっても、窓を開けれないようなことがしょっちゅう普通に続いているのが現実でして、この移転することについて反対とか何とかということよりも、もし、これ、また移して、最初は多分きれいに囲っているの、多少はよくなるのかなと思うんですけども、今なんか全く何の張り物もしていない、全部びりびりに壊れたまま、何の手も加えてもらえないのが現状なんですね。もしそういうふうになった場合は、どこかに何か苦情を言える場所があるのか、そういうことをお伺いしたいなと思うんですけど。

【事務局長】 農業委員会事務局なので、はっきりとしたお答えはできませんけれども、先ほど言ったように、ちゃんとそういう法律なり条例なりで決められているような処理ができていないような場合には、これは家畜衛生保健所、これ、県の施設になりますけれども、基本的には県のほうが、指導ができるのは県。市は指導はできないはず。ただ、苦情は皆さん、私もそこには県の職員と10回以上そこには行きましたけれども、そこで一定の指導はしてくる。だから、罰則でとか、何か処分というのは。

【14番委員】 指導レベルということですね。

【事務局長】 今あるのかないのか、出てきませんが。とにかく皆さんよく苦情はそういうときには。ただ、それがどのぐらいのレベルなのかとか、いろいろあるとは思いますが。あとは感覚の話もありますけど、ただ、見た目は、車にハエがたかっちゃっているとか、現実的にはそういうところもありましたので、そういったときに指導していただければと思います。確かにここに建物を建てるかというのと、その利用する耕作者、畜産農業者がどういうふうにするかというのはちょっとまた違う話にもなってくるので、何とも言いえないとは思いますが。

【14番委員】 今回、■■■■■の担当者の方はこちらにも来ていただいて、移すのに責任はあるので、しばらくは一応様子を見ますとおっしゃっていますけれども

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 この件ですけれども、一番最初に聞いたのが、4月に入ってから、こういう計画があるということでお聞きして説明を受けました。駐車場ということで、普通の駐車場と確認したところ、隣が■■■■■■■■■■の関係で、■■■■さんが建て替えをすると、それと同時に、■■■■と■■■■も一緒に開業する計画だということで、■■■■の方が■■■■の奥さんということで、今までは■■■■■■■■■■で勤めておりました、今回、こういう計画で、■■■■■■■■■■を一緒に開業するというので、今現在の■■■■■■の前の駐車場は狭いということで、隣の■■■■さん、■■■■さん、この方は■■■■さんと親戚関係、河原口の■■■■■■さんが世帯主かな、その兄弟という感じで、1つの筆は■■■■■■■■■■さんというのは奥さんで、娘さんで、■■■■さんという方も■■■■さんの兄弟、妹さんだったかな、が嫁いでいるところなので、この一角が■■■■家の身内関係なので、そういった賃借の関係は問題ないと思います。

駐車場ということなので、田んぼは去年は作りましたが、今年に関しては作っていません。つぶすということなので、資料の写真、上が北なのですが、北から下へ流す用水、排水がちょうど流れているので、そこをつぶさないように確保してもらいたい、そして、あと、北側の隣の田んぼの所有者等の説明もしっかりしてくれよということで、4月はそれでお願いして、進めてくださいということで進めました。いろいろ説明を受けましたけれども、今月初め、もう1回説明というか、確認が来ましたので、現地に行きまして、用水の関係とかを重視に見て確認したところ、今現在流れているところはそのままに生かすと言われて、つぶすあれもないので、用水についても良好だと判断いたしましたので、そういった賃借の関係もそういう関係なので、問題ないということで、承認といいますか、承知いたしました。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 今、15番委員が言われたような形でございましたけれども、私たち、現場を見に行きまして、現在、適切に管理されておりますし、用排水ですか、それについても…。

【議長】 順番が前後して、すみません。先に事務局から詳細説明をお願いしたいと思います。

【主事】 詳細説明でございます。

本件につきまして、まず、本申請地を選定した理由ですが、先ほど15番委員からのご説明がありましたとおり、転用者である■■■及び■様は、現在、■氏が申請地の隣地内住宅にて■■■■を運営しており、同敷地内にて、従業員用も兼ねた約6台分の駐車場を併設しておりました。しかし、近年、建物の老朽化により建て替えが必要な状況となっており、こちらも、先ほどご説明がございましたが、同敷地内で新たに、現在、■■■■■■■■で■■■■■■として働かれていらっしゃる■氏が■■■■を開業する予定があり、より多くの通院者の利用が想定されるため、新たな駐車場の土地を探すこととなりました。候補地の選定に当たっては、体の悪いお客様が数多く通院されるため、より診療所から近い場所を優先して選定いたしました。なお、土地の所有者におかれましては、高齢のため年々稲作を行うことが困難となり、今後の土地利用について検討していたところ、今回の計画が上がり、立地条件なども鑑みて、理想の要件を満たす本申請地を提供することにしたとのことです。

続いて、追加資料の4-3、土地利用計画図兼排水計画平面図を御覧ください。図は、右が北を指しております。敷地内、全面盛土をし、砂利敷き舗装、敷地内の北側隣地に農地がございますが、法面仕上げとすることで、土砂流出を防止、さらに、法面部分に防草シートを設置し、草の繁茂を防ぐ計画となっております。なお、東側の宅地、今回新設する住宅兼診療所については、既設のコンクリートブロックとフェンスにて対応いたします。雨水処理ですが、まず、敷地内については雨水浸透施設を新設、敷地内に水勾配をつけ、自然浸透処理する計画となっております。敷地北側の水田につきましては、現在は田越し、また、申請地東側の南北に埋設されているU字溝にて排水を行っておりました。今回の提案に伴い、申請地の北側には、西から東へ流れる排水管、東側には北から南へ流れる排水管を新設するとともに、管理ますを数か所設置し、最終的には南側の排水路に流す計画となっております。なお、南側については車両の出入口となるため、既存のU字溝から横断

暗渠に入れ替える計画となっております。また、排水管にはごみフィルターを設置し、ごみの流出対策をする計画となっております。資金の面につきましては、事業計画書及び見積書内にて適切に算出されており、問題がないことを確認しております。

こちらの農地の立地基準ですが、農用地区域外で、甲種農地、第3種農地の要件を該当せず、市街化区域から500メートル以内の区域内にある農地の区域で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断でき、申請地以外で当該申請にかかる事業の目的を達成することができない場合には転用可能な土地となっております。

また、誓約書により、許可後の転用目的どおり使用することが確認されており、隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ており、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 昨日、現地を見に行ってみりました。現在、適切に管理されておりますし、今お話があったように、今後、田んぼに迷惑がかからないような形を取られるということでございますので、特別問題はないのかなというふうに思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号13について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

【19番委員】 南北に田んぼの水を流すU字溝があるんですけども、これ、埋めちゃうんですけども、U字溝の上に蓋がかかったんですよ。上にただ単に土をかぶせてしまうと、場合によってはU字溝に土がこぼれちゃうので、これの処置をきちっとやるように伝えてほしいんですが。これは生命線なので、田んぼの水がつかえちゃうと、これから北側のほうの田んぼに水が流れなくなってしまうので、そういうところは気をつけてやってほしいと思います。

【議長】 事務局、そういうことでよろしいでしょうか。

【事務局長】 分かりました。あと、参考までに、南側しか出入りをさせないようにすると、簡単に言うと、今言ったように、管の上を車が往復しないように出入口は南側だけというふうに聞いております。一応念のためにお伝えします。

【議長】 ほかに質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号13を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

続きまして、受付番号11について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号11、申請地は、食の創造館南側でございます、大谷■■■■■
■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米、ほか8筆、合計■■■■■平米、
議案書のとおりです。転用者は、中新田■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■
■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■、譲渡人は、今里■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、
ほか4名、議案書のとおりです。転用の目的は、駐車場、権利の種類は、所有権の移転です。現地の案内図及び写真につきましては、資料2-1、そのほか、公図、土地利用計画図等につきましては、資料2-2から2-10までをお配りしておりましたが、本日、追加で、追加資料の資料2-11及び資料2-12をお配りしております。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 10月8日に業者が農地転用の許可申請書を持って説明に来ました。説明をお伺いしている中で、駐車場に農地が挟まれている形状になっておりまして、ここの用水の給排水について、特に南側の田んぼについて、これまで田越しで排水していたというような現状がありまして、それが止まってしまう

ということで、現状の内容では稲作の耕作に支障が出るから、改善が必要で
すねというようなことをお伝えしました。後日になりまして、業者から、南
側の田んぼについて、U字溝を設置する提案がありました。これについて、
改善の効果がどのぐらいかというのが疑問があるところではあると思ってお
ります。北側の田んぼについても、駐車場の西側からやはり田越しで水が入
っていたというような状況で、北側の田んぼについても用水の給排水につい
ての問題が残っているということで、中央に水路が走っているんですが、そ
の流量を増やす等の何らかの改善が必要になってくると、個人的には思っ
ております。

地権者からの同意について確認しましたところ、業者は、まちづくり課か
らの要求がないということで、同意はされていないというような報告では
したが、説明をお願いしております。

この件は、開発事業の説明のときに、大谷と今里の境の土地であるために
、大谷の三役のほかに、地権者、そして、近隣のお住まいの方たちに説明が
あったということですが、それについて地権者から意見書が出ており
まして、その回答もあったというようにお聞きしております。そういうよ
うな経緯がございますので、今里の地区委員の19番委員さんのほうにも説
明をしてもらうようお願いして、説明をしにいかれたというふうに聞いて
おります。その後、了承して、捺印をしております。

状況報告的な感じになって申し訳ないのですが、そういうようなやり取り
を行いまして、現在に至っております。

【議長】 本案件は、申請地は大谷地区でございますが、従来より、今里地区の生産
者による耕作者が多いことから、今里地区の委員として何かご意見等ござい
ましたら、19番委員、よろしく願いいたします。

【19番委員】 この地域は、大谷水門から水が流れていまして、中新田を
通って中央農高を經由してこの地域に入ってくると、いわゆる流末なんです。
ですから、水がなかなか入ってこないんです。この問題が約12年前からず
っと起きています。12年前に農道が、今現在、土の状態、素掘り側溝であ
ると、その下に300の水道管が入っているんですね。だから、インフラが
入っているのに道路整備ができていないので、平成23年前に市のほうに
要望書を出

したのです。農道の整備をしてくださいと。このときは回答としては前向きな方向があったんですが、なかなかやってもらえなかった。

そして、平成25年に食の創造館ができたんですけども、このときに同じように、開発地域の左側の457号線ですけども、このところに食の創造館の下水管が入ったんです。このときも道路整備が行われるのかなと思ったら、道路整備が行われたい。平成25年に再度また要望書を出して、道路整備をしてくださいというように、12年前からこの地域に関しては水が流れないから農業がなかなか難しいというか、田んぼがなかなかやりづらいというのがあって、そんな状況の中で、今回、開発の看板がぼんと7月の下旬に立てられたんです。

私たちは何も聞いていませんので、何だということになって、元農業委員の方が中心となって、地権者と私と4名で、これについて話し合いを行ったんですね。当時はまだ図面もないので、市のまちづくり課のほうから図面を、事前の図面だと思えますけれども、それでもらってきたところが、このように田んぼが真ん中にあるというような状況での開発が行われてきているというのを知りました。

このときに、いろいろ話し合いをした中で、■■■■の■■さんにも入っていただいて、まちづくり課と、8月15日に1回協議をしたのです。私と農業委員、あと元農業委員の方、地権者の方、その中で、まちづくり課のほうから、開発行為の関係と道路整備、農道の整備とはちょっと別にしてほしいと、今回、開発の関係に関しては話を聞きますということなので、これに関しては業者に意見書を出してくださいということだったので、8月17日に意見書を出しました。これは回答待ちだったんですけども、その間に、道路整備に関する要望書の第3回目を、今度は自治会長、生産組合長、農業委員、こういった連名を取って、9月12日に要望書を市に出したんですね。その1日前に、9月11日に見解書が下りてきます。だけど、内容としては、取り入れているところもあれば、無理だというような回答があったんです。それ以来、向こうからアクションが何もありませんよ。

10月に入ると、上旬あたりにもう開発許可が下りちゃった。コミュニケーションが何もないうちに開発が下りちゃった。下りちゃった中で、先ほど

言いましたように、7番委員のほうから、業者さんがこっちへ来ますよという
ことで、話を聞いたんですけれども、僕の要望としては、まずこの開発区
域、将来、農道整備をやるからセットバックしてくださいというのが1つ、
それと、給排水の問題ですけれども、駐車場のほうに水の排水口をつくって
くださいと、それが2つ目、あと、出口のほうですね、南側のほうの出口を
なるべく使わないようにしてほしいということ、もう1つは、杉久保の農地
転用の設計業者とこの業者が同じなんです。だから、これ、どうにかできま
せんかといったところが、無理ですということだったんですよ。取りあえ
ず検討はしますという話でした。

それで、7番委員のほうに、内容としては開発行為としてはこれは問題は
確かにないんですね。まちづくり課のほうとしてみれば。ただし、農地転用
という問題点から見ると大きな問題がいっぱいあるというところなんです。
ですから、今回、審議でどうなるか分からないけど、取りあえず7番委員の
ほうには印鑑をお願いしますということで、申請書のほうは印鑑を押してい
ただいたと思います。このような状況の中で、今回の審議になります。

以上です。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をよろしくお願いいたします。

【主任主事】 本件につきまして、譲受人である■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■は、令和5年6
月30日まで、海老名市中新田■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、ほか30筆、こちら、当
協会の西側に約240台分の駐車場を借りておりましたが、契約切れに伴い
返却、早急に代替地を探していたところ、当協会から約280メートルぐら
いの位置に、返却した駐車台数が何とか賄える土地が購入できることになっ
たことから、本件申請に至りました。

なお、本地を選定した理由につきましては、当協会の会員が全国におり、
早急に返却した駐車場の面積をカバーしたいとのことからです。

続いて、本件申請地の農地の立地基準につきましては、第3種農地になり
ます。別紙、資料2-1の中段に記載がありますとおり、農用地区域外で、
甲種農地の要件に該当せず、南側道路に上水管、下水管が埋設されている沿
道の区域にあり、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の
医療施設、今里クリニックと今里ふれあい公園が存することから、第3種農

地と判断できます。

続きまして、資料 2-3 の土地利用計画図及び排水計画平面図を御覧いただきたいと思えます。図は、上が北を指しております。こちらの被害防除につきましては、敷地内を砂利敷きとし、周囲を L 型 R C 擁壁にて高さ 1 メートル 20 センチのメッシュフェンスを設置、追加資料 2-12 に記載してありますとおり、敷地内に照明を 14 か所設置し、近隣の農地に支障が出ないよう、夏期は 18 時から 19 時まで、冬期は 17 時から 19 時までの時間帯で点灯する旨を伺っております。また、申請地の北側と南東側に車両の出入口を 2 か所設置し、南西側には歩行者のみが出入りできるようになっており、北側の出入口進入箇所は、既存のガードレールを一部撤去し、スロープを設置、南東側の進入箇所はアスファルト舗装にてそれぞれチェーンポール 3 本のゲートを設置、また、申請地内の東西にかかる市道 977 号線は、海老名市道路管理課との協議により、一部アスファルトとグレーチング舗装で自費工事にて整備されることになっております。雨水につきましては、敷地内に雨水浸透トレンチを 5 か所設置し、自然勾配によって雨水浸透施設へ流れるようになり、オーバーフロー分については、南側の側溝へ放流する計画となっております。また、消防法の規定により、敷地内の南西側に防火水槽を設置することとなっております。

ここで、追加資料 2-11 を御覧いただきたいと思えます。申請地の敷地内に残る農地の取水排水についてですが、地権者からの要望で、南北に暗渠を設置し、さらに南側農地、■■■■の東側に U 字側溝、蓋つきを自費工事で設置し、南側に勾配をつけて、東側水路に水が排出される計画となっております。農地の水の流れや、その側溝のメンテナンスも含め、代理人が地権者と対面で説明を実施し、当事者間で了承を得ている旨を確認しております。なお、西側農地の地権者に対しても代理人が本人と直接お会いし、今回の事業に対する説明を実施し、了承された旨、確認しております。

よって、誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や、近隣農地所有者からも一部同意も得ており、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 この案件につきましては、面積も大きいということでありましたし、現地確認の後、事務局に戻りまして、いろいろ意見交換をさせていただきました。いろいろなご意見も出ましたのですけれども、今までのいきさつとか流れとかについては把握できていない部分が私もありまして、今回の計画についてのことでいろいろ検討というか、させていただきました。いろいろお聞きしますと、これについて、手続上、問題はないと。それから、中の田んぼについても、耕作が可能なように皆さんというか、職員さんなどのご意見を聞きながら対処してあるというようなことでございますので、取りあえずはそれでいいのかなという感じに思いました。ただ、田んぼですから、耕作をしてみないと、どういうことが起きるか分かりません。そのときに、誠意を持って地権者の方に対応をしていただくと、そういうようなことはお願いしたいなと思います。今までの流れとか、過程についてのことは、私、知識がなかったもので、今、今回のこのことに対してだけ今判断をさせていただきました。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号11について、質疑のある方。

【20番委員】 ■■■■と■■■■■というのは、ここは■■■■■は買ったかたかもしれないけど、地権者は売らなかったということですか。

【事務局長】 その辺については、我々事務局も、直接聞くべき立場ではないので、はっきり分かりませんが、周りの方たちに聞くと、まず、地権者が首を振らなかった、いいよと言わなかったのが、あとは、最終的には業者とうまく話がつかないとか、いろいろなことが想定できるんでしょうけれども、結果として残ったということしか判断できないです。19番委員が詳しいと思いますので、もし分かればと思いますけど。

【議長】 その点で、19番委員、どのようなあれでしょうか。

【19番委員】 真ん中は■■■さんの土地なんですが、■■■さんに対して、土地の代替地ということで、中新田を紹介したそうなんですけれども、■■■さんも中新田のほうまでとても行けないということで、それは断ったそうなんです。私と

しては、等価交換をしてくれと、敷地内の土地と真ん中の田んぼとうまく形を合わせて等価交換しているということを話をしましたら、業者のほうができないということで、却下されたわけですね。

【20番委員】 ■■■■とは替えてくれないのか。

【19番委員】 替えてくれないです。だから、その辺のところ、何もぼんぼんといっちゃうんですよ。コミュニケーションも何もないんです。やっちゃえば御の字という言い方はおかしいんですけども、終わりだよという形で。話をしないで、何もしないで。もう少し時間をかけて開発関係のことをやってくればいいんだけど、何か知らないけど、焦っているような感じで、どんどん前へ進めていっちゃう。

この田んぼもそうですけれども、この田んぼ、できるのと言ったら、できないでしょう。だって、水、入らないですもの。真ん中の道路があって、これは土の道ですよ。素掘り側溝ですよ。中央農高でほとんど水を取っちゃうので、水はあまり流れてこないですよ。それをこの入り口と出口が同じような排水の仕方はまずできないですよ。今回、U字溝を通してあるんだけど、U字溝、どうなの、こんなことやっているところあるのと。本来はこの駐車場のところに水を通してくれと、配管を。北側もそうなんです、食の創造館の北側の田んぼも田越しで入っているんですよ。入って、真ん中の道から出ているというような流れなんですね。

問題は、ここは道路ができていないんです。道路の計画がないのに、流末のところだけ道路の形をつくっても、うまく流れますかねと。私は流れないと思っています。道路をつくるならば、中央農高のほうから完全なるU字溝の勾配、道路の勾配、そういったものを計画して持っていかないと、流末まで持っていけないです。それを中間だけ、ここだけ、U字溝を入れます、何を入れますといっても、そうはいかないでしょうと。すごく中途半端なんですよ。

【議長】 ■■■■の田んぼなんですけど、この水は下側の真ん中を通っている農道の脇の水路から入れて、その水路にまた戻すという、そういうことですね。

【19番委員】 そうです。

【議長】 上から入れているわけじゃないですよ。

【19番委員】 ないです。田んぼをつくって分かるのは、水の勢いと流量がなければ、水は絶対入ってこないです。

【17番委員】 ■■■のほうの田ですけど、水は市道の977号と、図面の左側から入ってくるように矢印があって、右側にU字溝をつけてレベルでまた北側に下げて水をU字溝で戻すということなんですけど、この戻した水がまた977号線の矢印の出たところが深く掘っていなければ水は下がっていかないと思うんですけど、ここは深く掘るようになっているんですか。そういう計画ですか。

【主任主事】 こちらにつきましては、地権者も同じような話でして、今までどおり水の流れは変えたくないというところなので、こちらのU字溝を自費工事で設置するに当たって、業者が地権者をその場にお呼びし、地権者の要望に沿った形で工事を施工するという話合いの下で、地権者は承諾を得ておりますので、代理人、施工業者も含めて、地権者に対してそのような説明をしているので、地権者が納得するまでやられるという話は伺っております。

【17番委員】 977号線の排水は深いということだよ。道沿いの、道に沿っていく排水は。

【主任主事】 深いか浅いかというか、それを今後検討していくと、地権者と事業主がやっていくということです。

【17番委員】 分かりました。

【議長】 ちょっとお聞きしたいんですけども、■■■の排水なんですけれども、■■■で脇にU字溝をつけて、北のほうに排水をして水路に流すということなのですが、それからいくと、■■■のほうもU字溝をつけてもらわないと、排水がうまくいかないんじゃないですか。

【事務局長】 ■■■のほうですが、先ほど言ったように、従来、これは、私も夏場、3回確認したんですけど、基本は南側の農道の脇のところから、南から入れて、また南に流していました。あと、一番北のほうですね、北側の田んぼですが、南の水路から入れて、南の水路に出したのと同時に、北は田越しで西から入れていました。

【議長】 普通、田んぼだと、この場合だと、北側から入れて、南側に排出している

、そういう水の流れだと思うんですけども、今回のところは水路から入れて、また水路に排出するというので、そうすると、北のほうの水の動きとか、そこら辺がちょっと疑問なんですけど。

【事務局長】 何年か前に作付していた生産者が実は大谷にいるんですが、その方にもこの北側の田んぼについてはいろいろお聞きしたんですよ。確かに南からも入れなきゃ取れない、なので、南にも出さなきゃ出ていかないということで、そういう話は聞いています。あと、先ほど主任主事が言っているように、■■■■と地権者の■■さんが、これについて説明を受けて協議を行った中で、北側にはそういうものをつくっていないと、要らないという判断の下で、そういう協議にして、これからやっていくのかなというふうには認識しております。

【3番委員】 実際、この田んぼというのは今年は作付けできた、その田んぼとしては湿田なんですか、乾田なんですか。

【19番委員】 ここは昔、自噴していた。これ、東側のほうですけども、東側のほうは自噴していた。今里はどっちかというところが多いんです。割と沼地。周りはよくないですね。

【3番委員】 湿田であるから、今年みたいな天気だと、湿田でも機械が入ったような傾向があると思うんですけど、通常为天候だと、秋雨があるわけですね。相当作業が厳しいかなと思うんですけど。ただ、湿田であるから、作付けしてしまえば、ある程度の水さえ来ればでき上がるということなんでしょうけど。■■さん本人が納得しちゃっているわけですよ。

【17番委員】 ■■さんはほかに仕事とか、専業じゃなくて、田んぼを始めたのがまだ1、2年だから、分からない。だから、いいようにやられちゃっている。だから、農政課のほうで指導とかしてあればよかった。新規就農者みたいなものじゃないの。

【10番委員】 ここは申請が出る前の段階で、農政課との協議事項というのは特になかったんですかね。排水、取水については。地権者とやればいよいよ。

【事務局長】 農政課としては業者と近隣のいろいろな人たちに確認して、支障がないようにしてくださいというだけです。どういうふうにしろとは言えないですね。

【10番委員】 地権者の人はオーケーしたんですか。

【19番委員】 していません。何の話も来ていないんですよ。向こうから説明が来たのは、つい10月20日ですよ。これまで来ないんです。

【10番委員】 協議事項が整っていないということになりますよね。

【事務局長】 協議事項は整っちゃっているんです。まちづくりの協議はまちづくりの協議で終わりました、次は農転の申請に来ましたので、農転の申請に来る前には、お2人の委員さんのところに行ってお話をして、その後、それを基に、地権者のところにも説明は1回行っているんですよ。こんなじゃ駄目じゃないのというお2人の意見を基に、今回、カラーに刷った計画に地権者と話し合いをして変えていますということなので、簡単に言うと、変な話、ちょっと悔しいですけど、ある程度のやるべきことはやってきたので、それについて農業委員会としてどう判断するかですね。

恐らくこのカラー刷りのがなければ、ちょっとな、こんなので本当にできるのという部分は確かにあると思います。実際、神奈川県、これ、県の審議にもかけるように最終的にはなるんですね。面積が大きいので。例えばうちで許可相当を出したとしても、神奈川県、1番委員も出ている行政審議会にかけて、そこで諮らないと、オーケー出ないと、県も許可しないというようなところなんです、その方が3人現地に来て、先ほど言ったように、当初お配りした申請書のような水の出し方だと疑問が残るねみたいなことを言われていたんですが、その後、このカラーのが来て、それは本人との話し合いということで、本人からの提案というのは全く今までないので、正直、これは業者のほうから、じゃ、こういうふうにしてみまじょうか、あとは現場でいろいろ確認しながら今後やっていきたいと思いますというふうに至っているとは聞いております。ただ、西海さんがオーケーをしたかどうかということになると、100%いいよという人はなかなかいないとは思いますが、こういうことで話を進めていこうという形にはなっているということですね。

【10番委員】 取りあえず地権者の方は納得しないけど、図面にあったような形で努力しましたと。

【事務局長】 転用に関しては納得はしていないかもしれませんが、こういうことで協議

をしているという形ですね。

【10番委員】 これでうまく水が流れるかもしれませんし。

【事務局長】 そういうことです。

【10番委員】 流れないかもしれない。

【事務局長】 みんなが転用に関して同意しないと駄目だという制度ではないので。

【19番委員】 これは向こうから出てきた見解書にも、コミュニケーション取りますということが書いてあるんですけども、何でコミュニケーション取らないんだと、自分たちで勝手に全部進めちゃうんだと。まちづくり課もまちづくり課で、トラブルがあるのに何でそのまま進めていっちゃうんだよというのがあるんですよ。出ちゃったら、業者、オーケーなんです。あと、農業委員会なんかどうでもいいやと思っているんです。業者に言ったんです。まず農政課に行っているいろいろ話をしてから、事前協議をしてからまちづくり課に図面を出せよと言ったら、厚木市も座間市も全部このパターンですと言うんですね。だから、開発の行為を出しちゃったらもうおしまいなんです。通っちゃったらオーケーなんです。業者にしてみれば。

【10番委員】 工事中ですかね、工事施工に当たって、地元の三役が工事業者と折衝するというのも1つありますよね。

【19番委員】 工事業者は図面どおりつくります。我々なんかが言ったって直しません。一番問題点は、この道路ができていないのに何で流末だけ道路ができるんだよと。要はU字溝が敷設できるんだよと。本来、中央農高のほうから引っ張って、計画の道路図面をつくらなければ、本当は流末はできないんですよ。流末だけ勝手に設計しちゃっているんですよ。これってうまくいくのと。今、水が流れていないので分からないんですけども、水が本当に流れるのかというのからして、ちゃんと決めないと、僕からしてみればおかしいんですよ。工事業者は設計図面どおりつくります。誰かが入ってきて、ああだこうだと言ったって、つくりませんよ。だって、出戻りしちゃうから。じゃ、将来、このU字溝をつくって、もし流れなかったら直してねと言ったら、誰が直しますか。直さないですよ。U字溝やったところにまた一々ユンボを入れてひっかき回しますか。どのぐらいお金かかると思いますか。土木事業はすごいお金がかかるんですよ。すぐ10万、20万飛んでいっちゃいます

よ。だから、きちっとした設計をしないと駄目なんです。こういうところは。前から問題になっているのは、道路整備をしてくれという話をしているんだけど、道路整備をしないで、すっぽかして、開発行為だけぽんと来ちゃう。

【2番委員】 私も今回、皆さんからのお話をお聞きし、また、経過等も内容を知る中で、先ほど7番委員のほうから、説明に来たのが、たしか10月8日とおっしゃられましたよね。本来、この10月の定例会に諮れる案件は10月10日までに資料が整わなければ審議しないわけですね。なおかつ、今、この場でこういうふうな意見が出てしまうというのは、全く未調整だと言わざるを得ないと私は思うんですね。それは未調整な部分というのは、皆さんがおっしゃられているような水路や何かの田んぼの管理の問題等の関係もあるでしょう。

私は根本的に大きな問題として2つあると思っています。1つは、この開発計画、これはこの駐車場として地主が賃貸借で土地を貸してこういう整備をするというのは1つ理解はできなくはないですね。しかし、今回、所有権の移転ですから、所有権は移りますね。そういった形の中で、この開発区域の捉え方はまずないんじゃないかなというふうに思います。というのは、東西、道が挟んでの開発区域の設定ですね。この図面にも表示されていません。駐車場1の南側と北側に駐車場2と3に分かれて開発区域、これを1つの開発区域として捉える。これは通常は全くあり得ないことなんですね。すなわち公共用地を挟んだ開発区域というのは通常はあり得ません。

というのは、その開発区域の周辺の公共用地は、帰属なり何なり、整備をして、それで内部を土地利用を図るとというのが原則ですから、そういう形からすると、この開発区域の捉え方がまず1つおかしいという点ですね。

もし仮にこの開発区域として捉えるとするならば、先ほど19番委員がおっしゃられるような西側の道路の少なくともセットバックは確保させるべきですね。例えば4メートルとして拡幅するのであれば、中心から2メートル下がりがなさいというふうな指導ですね。それから、東西の道路を南北の行き来に利用するわけですから、その部分だけ舗装して利用しますよではなくて、ここは将来、4メートルとして拡幅が最低限必要ですね。だとするならば

、この開発区域に隣接しているところは中心からそれぞれ2メートルずつ下がりなさいという指導は最低限すべきですね。これは所有権が移るからです。先ほど申し上げたように、賃貸借であれば、将来的なことは地権者と交渉すればいいことですね。そういうことからすると、そういうふうな必要性というはあるというふうに私は思います。

それと、一番大事なものは、水路にしても、道路にしても、地元が管理していますね。生産組合が。その管理をするのに支障がないかどうかという判断は絶対に必要なことだと思いますね。そういう意味で、私たちは、少なくとも生産組合の同意ぐらいは取ってきてくださいというふうなことは、私は開発者に言うべきではないかなというふうに思います。それと併せて、隣地の地権者の同意ということもあるかもしれませんが、少なくとも地元の同意、それがないとすると、先ほど7番委員と19番委員が言われましたけれども、農業委員さんに全部責任が押しつけられてしまう、何で同意しちゃったんだというふうな形になってしまいますよね。そんなことでいいのかなというふうに思うんですね。そういうことからすると、あまりにも拙速に事を進め過ぎてはいないかなというふうなことを、先ほど皆さんから出ているような意見の調整が行われてからでも決して遅くはないのではないかなというふうに私は思うんです。

そういうふうな形で、何しろ、地元でそういう問題が残って、将来不安だなということで、それで責任を持って手を挙げられますか。私はそう思うんですね。やっぱりそういう点から、その辺のところをきちっと整理して、少なくとも農業委員会全体でないにしても、地元が了解をしましたというふうな形の確認を得ない限りは、我々は賛同するわけにはいかないのかなと私は個人的にはそう思っています。そんなふうなことを意見とさせていただければというふうに考えています。

【議長】 暫時休憩ということでお願いいたします。

(休憩)

【議長】 それでは、議事を始めたいと思います。

受付番号11について、ほかに質疑のある方はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

とを確認しました。また、■■■さんの世帯さんは、海老名市に■■■■■■■■■■
■■■■■■■平米の耕作地を所有しております。農家世帯の構成は、世帯主の■■
■■■さんのほかに、妻の■■■さん、長女の■■■さん、長男の■■■さんが農家台
帳に現在記載されております。所有する農機具につきましては、耕運機が1
台、トラクター1台、田植機1台、バインダー1台、コンバイン1台、トラ
ック2台となっております。農地は適切に管理されており、今後、農業を行
う意思があることから、この案件につきましては問題ないと思われま

す。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号1について、採決をさ
せていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書9ページから12ページ、日程第4、議案第56号 引き続
き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号27について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 引き続き農業を行っている旨の証明について、説明させていただきます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受ける方が、3年ごとに引き続
きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なもので
ございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地
として管理してきたかということを確認するものでございます。

今回は、受付番号27の説明をさせていただきます。受付番号27、被相続
人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■■、相続人は、国分南■■■■■■■
■■■■■、■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年10月28

日から令和5年10月27日までです。特例農地等の明細でございますが、海老名市国分北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、面積、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。事務局で10月17日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号27について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号27について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書10ページ、受付番号28について、事務局より提案説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号28、被相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年12月25日から令和5年10月27日までです。特例農地等の明細でございますが、海老名市杉久保南■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、面積、■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりでございます。こちらも事務局で10月17日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号28について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号28について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書11ページ、受付番号29について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号29、被相続人は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■■■、相続人は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年9月30日から令和5年10月27日までです。特例農地等の明細でございますが、海老名市河原口■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、面積、■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりでございます。こちらも事務局で10月17日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

す。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号29について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号29について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書12ページ、受付番号30について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号30、被相続人は、望地■■■■■■■■■■、■■■■■■、相続人は、

望地■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年10月28日から令和5年10月27日までです。特例農地等の明細でございますが、海老名市望地■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、田、農業振興地域内、面積、■■■平米、ほか5筆、議案書のとおりでございます。こちら事務局で10月17日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号30について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号30について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書13ページ、日程第5、議案第57号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号28について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 農用地利用集積計画(案)について、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請いたします。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。

それでは、提案説明をいたします。

受付番号28、借り手は、杉久保南■■■■■■■■、■■■■■■■■、■■■■■■■■、貸し手は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、貸し借りする農地

は、杉久保北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、地積、■■■平米、ほか1筆でございます。貸し借りの種類は、■■■■■■■■が使用貸借権の設定、もう1筆の杉久保北■■■■■■■■■■は貸借権の設定、利用目的は、いずれも普通畑、貸し借りの期間は、令和5年11月1日から令和6年12月31日までの2年間でございます。こちらは農業振興地域外、1件の新規の計画となります。この案件について、10月17日に事務局で現地調査を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は市内農業者であり、農用地利用集積計画の法定要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号28について、質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号28について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号29について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号29、借り手は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、貸し手は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、貸し借りする農地は、杉久保北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、地積、■■■平米、ほか1筆でございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、資料のほうに誤りがございまして、資料の始まりが12月1日となっておりますが、正しくは令和5年11月1日からとなります。令和5年11月1日から終期は令和6年12月31日までの2年間でございます。こちらは農業振興地域外、1件の新規の計画となります。この案

すが、大谷北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■
平米、ほか1筆、合計■■■平米、議案書のとおりです。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号11について、質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、届出については了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書16ページから17ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

16ページの農地法第4条5件、17ページの第5条4件について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

議案書16ページ、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。

届出期間につきましては、令和5年9月1日から9月30日までの間に届出がなされたものです。受付番号17から21の5件で、田、0平米、畑、3,901.97平米で、5件の合計面積です。

続きまして、議案書17ページ、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年9月1日から9月30日までの間に届出がなされたものです。受付番号31から34の4件で、田、0平米、畑、399.23平米で、4件の合計面積でございます。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。
暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 なしのようなので、事務局からは何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了いたします。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 大変長時間にわたりまして慎重審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第10回定例総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございます。